

5月5日から児童福祉週間

健やかな成長を願って

市では、子育て中の皆さんを支援するため、保育園や児童ホームの開放、公民館などでの子育てひろばの開設をしています。

ことしの2月1日には旧保健センターを全面改修し「子ども館」としてリニューアルオープンし、2階は就学前の子どもたちの遊び場として開放しています。
子育てについての相談もお受けしますので、気軽にご利用ください。

【主な相談窓口】

不安なことや心配なことは一人で抱え込まずに、まずご相談ください。

- 地域での相談窓口と問い合わせ先：主任児童委員(社会福祉課・☎20 1536)、地区保健推進員(健康増進課・☎27 1111)など
- 市役所内相談窓口：家庭児童相談室(児童家庭課内・☎20 1538)、市民支援課市民相談室



平成17年度「児童福祉週間」標語
ちがうみんな ちがう夢
おんなじ大きな未来

子ども相談

しつけや不登校のことなど ご相談ください

千葉県中央児童相談所の相談員が子ども館で「子ども相談」を行います。気軽にご相談ください。

日時=5月13日(金) 午前10時~午後3時
会場=子ども館(加良部3-3-1)

相談内容=しつけ、ことば、知的障がい、身体の不自由な子ども、養護、非行、不登校、いじめなど

申し込みなどくわしくは県中央児童相談所(☎043-253-4101)へ。

(☎20 1507)

○ そのほかの相談窓口：千葉県中央児童相談所 ☎043 253 4101

子ども・家庭110番 ☎043 252 1150

2)

くわしくは児童家庭課 ☎20 1538へ。

いずみ聖地公園の返還墓地

20日から

受け付けを開始

市では、いずみ聖地公園で返還された墓地18区画について、5月20日(金)から申し込みの受け付け



きれいに管理された墓地

を行います。

申し込みができる人「住民基本台帳、または外国人登録原簿に登録され、成田市内に1年以上(5月1日現在)住んでいる人で、親族の焼骨をもっている人

申し込み方法「希望する区画を決め、管理事務所に用意してある所定の用紙で
5) 申し込み方法「希望する区画を決め、管理事務所に用意してある所定の用紙で

申込期間「5月20日(金)~22日(日)までの3日間
受付時間「午前9時~午後4時
(22日)は午後3時まで

申し込み時に必要なもの「印鑑と埋葬許可証

募集区画「4㎡芝生墓地10区画

5㎡普通墓地1区画、6㎡普通墓地7区画

区画の決定「希望区画の申し込みが重複した場合は抽選。抽選後、書類審査を行い、使用区画を決定

抽選日「5月22日(日) 午後3時30分から

料金区分「永代使用料(墓地は分譲でなく永久にお貸しするものです)と「管理料」を負担

永代使用料「36万5,000円、63万6,000円(墓地の種類および面積により使用料が異なります)

管理料単年、または6年度分前納のどちらかを選択(芝生墓地「1年度5,880円、6年度分前納29,400円

5㎡普通墓地「1年度4,200円、6年度分前納21,000円
6㎡普通墓地「1年度5,040円、6年度分前納25,200円

くわしくは環境衛生課 ☎20 1531へ。

電話予約で土・日でも

市では、平日市役所へ来られない人のために、電話予約により、住民票や納税証明などの諸証明書類を土・日曜日にも交付しています。

【予約方法】

電話で担当課に交付の予約をしてください。必要な人の住所・氏名・受け取り場所・時間などを伺います。

受付日時：月・金曜日祝日、年末年始は除く（午前8時30分～午後5時）
金曜日は午後3時まで

【交付方法】

交付の際、本人確認をさせていただきますので、運転免許証や健康保険証などを持参してください。
交付日時：土・日曜日祝日、年末年始は除く（午前8時30分～

平日に納税が困難な人はご利用を

仕事などで平日に市税の納付が困難な人を対象に、休日納税窓口業務を行います。

当日は納付書を持参してください。また、納付書が手元に無い人でも、窓口で納付できます。

なお、当日は収納業務だけでなく、市税の納付に関する相談も受け付けます。

日時：5月29日（日）午前9時～午後4時
場所：税務課（市役所2階）

くわしくは税務課 ☎20 1513（13）へ。

自動車税の納付

コンビニでも納付できます

自動車税の納期限は5月31日（火）です。5月上旬に自動車税事務所から納税通知書が送付されますので、最寄りの金融機関などで早めに納めましょう。

なお、今年度からコンビニエンスストア（一部を除く）でも自動車

税の納付ができるようになります。くわしくは納税通知書同封のしおりをご覧ください。

くわしくは佐倉県税事務所 ☎043 483 1115 または自動車税事務所 ☎043 243 2721（13）へ。

住宅資金に利子補給

住宅を新築・購入した人が市が5年間利子補給

市では、住宅金融公庫から資金の融資を受けて市内に住宅を建築または購入した場合、次の条件で利子の補給をしています。

- 対象：市町村税を完納しており、次のいずれかにあてはまる人
- 給与所得だけの人は、金銭消費貸借抵当権設定契約以下、金消費契約という前年の合計収入額が800万円以下
- 給与以外の所得のある人は、金消費約前年の合計所得が600万円以下

○当初借入金利が2%を超えていること
○申込期間：金融公庫との金消費約後6カ月以内、やむを得ない理由がある場合は1年以内

利子補給率：当初の金利 2%



申請はお早めに

（ただし1%限度）
利子補給額：年末融資残高（1,000万円を限度）×利子補給率×2分の1（5年間補給）
公庫利用でも、年金融資産・財形融資・リフォーム融資・フラット35は対象になりません

くわしくは営繕課 ☎20 1552（13）へ。

水道メーターの交換

委託を受けた業者が交換に伺います

水道メーターは、計量法により使用期間が8年と定められています。このため、使用期間が満了となる水道メーターについて、順次交換を行っています。該当する家庭や事業所などに市からの委託を受けた業者が交換作業に伺いますのでご協力ください。

交換作業は無料です。くわしくは水道部工務課 ☎22 0269（13）へ。

監査委員決まる



野中憲男氏

市の監査委員については、「市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に優れた識見を有する者」から1人、「議員のうち」から1人の2人を選任しています。前者の委員の任期満了に伴い4月1日付で野中憲男氏が選任されました。

くわしくは担当課へ。

北羽鳥多目的広場がオープン
スポーツやレクリエーションに
ご利用ください

市民の健康増進およびスポーツ活動の促進を図り、スポーツ・レクリエーションなどを気軽に楽しんでいただく施設として、北羽鳥多目的広場が4月1日にオープンしました。8月には、インターハイのソフトボール会場にもなるこのグラウンドで、思い切り楽しんでみませんか。



場所「北羽鳥地図参照」
使用対象「市内在住・在勤・在学の人」
施設内容「Aグラウンド(多目的部分)：軟式野球・ソフトボール・サッカー・ラグビーなど、Bグラウンド(野球場部分)：軟式野球・ソフトボールなど」

開場時間「午前9時～午後5時」
使用料「無料」
申し込み方法「使用日の前月初めから市体育館で先着順に受け付け」

貸出区分「多目的部分(Aグラウンド)・野球場部分(Bグラウンド)を半日単位(午前9時～午後1時と午後1時～5時)」

くわしくは生涯スポーツ課 ☎ 20 1584 (または市体育館 ☎ 26 7251)へ。

成田新高速鉄道・北千葉道路

素案の縦覧と公聴会の開催

成田新高速鉄道と北千葉道路の都市計画案を皆さんからの意見を聴きながら策定していくため、次のとおり素案を縦覧するとともに公聴会を開催します。

【素案の縦覧】
期間「5月6日(金)～20日(金) (土・日曜日を除く)」
時間「午前9時～午後5時」
場所「都市計画課市役所5階(県都市計画課県庁7階・県決定案件のみ)」

内容「都市高速鉄道の決定(県決定)、道路の変更(県決定)」

定く 公園の変更(市決定)
【公聴会の開催】
日時「6月12日(日) 午後2時30分から」
会場「市役所6階大会議室」
公述人の資格「市内に住所がある人(法人を含む)」

公述の申し出方法「公述を希望する人は、公述申出書に住所氏名、年齢などを記載のうえ、述べよとする意見の要旨を添えて、市都市計画課に提出(公述申出書の様式は同課にあります)」
公述申出書の提出期間「5月6日(金)～20日(金)(郵送の場合)は提出期間の最終日の消印有効)」
なお、公述人がいない場合は、公聴会を中止します

受水槽の管理

受水槽の設置者は水道の適切な管理をマンションやアパートなどで水道水を受水槽にいったん貯めて

建物の利用者に飲み水として供給する施設設備や水質の管理は、建物の所有者や管理者が行うことになっていきます。
水道水が汚染されることがないように、受水槽の清掃や点検など、適切な管理を行いましょ。

くわしくは市水道部工務課 ☎ 22 0269へ。

春季行政相談強調週間

気軽に要望や意見などを
5月16日(月)～22日(日)は「春季行政相談強調週間」です。
市では、総務大臣から委嘱された二人の行政相談委員が、国や特殊法人の仕事に関する皆さんからの要望や意見を聞きその解決の促進を図ります。

また、当日は併せて人権擁護委員による相談も行います。相談は無料で、秘密は厳守されます。なお、電話でも受け付けていますので気軽に相談ください。
相談内容「もめごと・なやみごと・苦情相談」
期日「5月16日(月)」
時間「午前10時～午後3時」

5月の水道水の排水作業日程

水道部では赤水の発生を防ぐため、次のとおり水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水あるいは赤水になることもありますのでご了承ください。
なお、受水槽を使用している場合は、万が一に備え適切な措置をお願いします。

| 作業日 | 予定地区 | 予定時間 |
|----------|-----------------|--------------------|
| 5月 9日(月) | 並木町(大久保台・成瀬台)地区 | 午後10時 ～ 午前4時 |
| 5月10日(火) | 並木町(沢山)地区 | |
| 5月11日(水) | 飯田町・不動ヶ岡地区 | |

くわしくは市水道部工務課 ☎ 22-0269へ。

会場「市役所2階201会議室」
なお、千葉行政評価事務所行政相談課でも、行政相談苦情110番(☎043 244 110)・平日午前8時30分～午後5時)やFAX(043 246 9829)・インターネット(http://www.sounu.go.jp/kanku/kanto/chiba.html)により行政相談を受け付けています。
くわしくは市民支援課市民相談室 ☎ 20 1507へ。

心の健康、応援します 困りごと・悩みごと相談室

一人で悩んでいないで相談してみませんか？

毎日の生活の中で、疑問に思っていること、だれかに相談したいと思っていることはありませんか。市などでは、そんなあなたの要望に応え、各種相談を行います。相談は無料で秘密は厳守されます。この機会に日ごろ感じている疑問や悩みを解消してみたいかがですか。



相 談 日

| 相 談 名 | 期 日 | 時 間 | 場 所 | 問 い 合 わ せ 先 |
|--------------------------------|--------------------|-------------|----------------------|--|
| 市民相談 | 月～金曜日 | 8:30～17:00 | 市役所2階相談室 | 市民支援課市民相談室 ☎20-1507 相談日が祝日と重なる場合はお問い合わせください。 |
| 市民生活相談 家事・民事) | 月・木曜日 | 9:00～16:00 | 〃 | |
| 法律相談 予約制) (裁判所で係争中の事件は除く) | 水曜日 | 13:00～16:00 | 〃 | |
| もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談) | 16日(月) | 10:00～15:00 | 市役所2階201会議室 | |
| 不動産相談 | 17日(火) | 10:00～12:00 | 〃 | |
| 税務相談 | 17日(火) | 10:00～15:00 | 市役所2階相談室 | |
| 外国人相談 英語・中国語・ スペイン語・ポルトガル語) | 12日(木)・26日(木) | 13:00～16:00 | 市役所2階201会議室 | |
| 市民よろず相談 | 21日(土) | 13:00～16:00 | 中央公民館 | 県行政書士会印旛支部 作田義美さん ☎23-3286 |
| 女性就業 内職)相談 (来所前に要電話) | 水・金曜日 6日(金)はお休み | 10:00～16:00 | 市役所2階 女性就業相談室 | 商工観光課 ☎22-1111 内線2724 |
| 高齢者職業相談 | 月～金曜日 | 9:00～16:00 | 市役所2階 高齢者職業相談室 | 商工観光課 ☎22-1111 内線2725 |
| パートタイマー職業相談 | 月～金曜日 | 9:00～16:00 | パートサテライト (商工会館1階) | パートサテライト ☎22-8281 |
| 消費生活相談 | 月～金曜日 | 10:00～16:00 | 消費生活センター (市役所2階) | 消費生活センター ☎23-1161 |
| 年金相談 | 水曜日 | 10:00～15:00 | 市役所1階相談室 | 保険年金課 ☎20-1526 |
| 交通事故相談 | 10日(火) | 10:00～15:00 | 市役所4階402会議室 | 交通防犯課 ☎20-1527 |
| 心配ごと相談 | 木曜日 | 10:00～15:00 | 保健福祉館会議室 | 社会福祉協議会 ☎27-7755 |
| 酒害相談 | 19日(木) | 9:00～12:00 | 〃 | 〃 |
| 家庭児童相談 | 月～金曜日 | 9:00～16:00 | 市役所1階家庭児童相談室 | 児童家庭課 ☎20-1538 |
| 戦没者遺族相談 | 23日(月) | 10:00～15:00 | 市役所1階相談室 | 社会福祉課 ☎20-1536 |
| 健康体力相談 | 10日(火) | 9:00～12:00 | 市体育館 | 市体育館 ☎26-7251 |
| 就学相談 予約制) | 月・火・木曜日 | 9:00～17:00 | 市役所5階会議室 | 教育指導課 ☎20-1582 |
| 教育相談 予約制) | 火曜日 | 9:00～16:00 | 成田市教育センター | 成田市教育センター ☎20-2922 |
| 教育相談 不登校相談も) | 月～金曜日 | 9:00～16:00 | 成田市ふれあいルーム21 | 教育相談室 ☎20-1414 |